

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 売掛債権担保融資保証制度

Q : 売掛債権担保融資保証制度が創設されたようですが、どのような制度でしょうか。

A : 中小企業者が保有する売掛債権を担保として金融機関が融資を行う場合に、信用保証協会が保証を行う制度です。

【解説】

中小企業信用保険法が改正され、売掛債権担保融資保証制度が創設されました。すでに昨年12月から受付が開始されています。

この制度は、中小企業者が、売掛先に対して持つ売掛債権を担保として、金融機関からの融資を受けるケースで、信用保証協会が融資の保証を行うというものです。

中小企業者であれば、基本的に業種に関わりなく利用できます。ちなみに、製造業では資本金3億円以下の会社が対象です。

この制度の利用により、最大1億1100万円までの借入れが可能になります。

保証の申し込みは、従来から取引のある金融機関を通じて行うことになり、その際、具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）などの提出や売掛先からの入金を確認するために金融機関に専用口座を開設することが必要になります。さらに、譲渡担保の保全のため、売掛債権の債権譲渡について、①債権譲渡登記制度に基づく登記、②売掛先への通知、③売掛先の承諾、のいずれかが必要とされています。

この制度の詳細についての問い合わせは、中小企業庁金融課、各信用保証協会、もしくは取引金融機関で受け付けています。

